

## 「生体認証付 ICキャッシュカード規定」改定のお知らせ

生体認証付 ICキャッシュカード規定を以下のとおり改正しますのでご案内いたします。

### 1. 改定日

2021年8月27日

### 2. 改定内容

改定前	改定後（下線部分改定箇所）
<p>9. 生体 IC カードの解約</p> <p>生体 IC カードは以下の場合解約となります。</p> <p>(1) 本人から生体 IC カードの解約の申し出があった場合。</p> <p>(2) 本人から生体認証データ削除の申し出があった場合。</p> <p>(3) 生体 IC カードの該当預金口座が解約になった場合。本人からの申し出の他、普通預金規定等にもとづき解約になった場合も含まれます。</p>	<p>9. 生体 IC カードの<u>利用停止、解約</u></p> <p>(1) 当行は、諸般の事情を考慮し、<u>生体 IC カードの利用を停止することができます。この場合、本人に対し、十六 IC キャッシュカードを発行します。</u></p> <p>(2) 生体 IC カードは以下の場合解約となります。</p> <p>① 本人から生体 IC カードの解約の申し出があった場合。</p> <p>② 本人から生体認証データ削除の申し出があった場合。</p> <p>③ 生体 IC カードの該当預金口座が解約になった場合。本人からの申し出の他、普通預金規定等にもとづき解約になった場合も含まれます。</p> <p>④ <u>当行が生体 IC カードの利用を停止し、本人に対して十六 IC キャッシュカードを発行したとき。</u></p>

改定後の[十六生体認証付 ICキャッシュカード規定](#)

以上